

新しい組織は次の通りです

理事を4人配置し、従来の課に代わって13グループと1局、28チームで構成します。



住民サービス向上を目指して 10月1日から役場の組織が変わります

▶ 問い合わせ 総務課 ☎0794(35)0357



この目標を達成するため、次のような考え方のもとに次ページの組織としました。

- ① 「自己決定・自己責任」の地方自治を実現するための、組織の改善と政策形成能力の強化
- ② 多様化・複雑化する行政需要に対応するための権限の移譲と執行・管理体制の強化
- ③ 住民に分かりやすい行政、住民から信頼される行政の実現

3つの目標

少子高齢化の進行や情報化の進展、住民の価値観の多様化などに加え、地方分権社会が本格的に到来している今日、更なる住民サービスの向上を目指して、本年10月1日より役場の組織を変えることにしました。

組織を変える目的は

● 今後5年間一般事務職を採用しない
地方分権の進展にともない、国や県が実施していた事務を、町で行うことが増えているが、今まで以上に効率的かつ効果的な執行体制を構築し、今後5年間、一般事務職を採用しない。

● 理事・統括の新設と部長・課長の廃止
① 責任の所在を明確にし、事務処理、意思決定の迅速化を図るため出来る限りフラットな組織とするため、グループ制を採用。
② 現在の部制と役職名（部長・次長・課長・所長・館長・主幹・課長補佐・係長など）の廃止。
③ 政策形成スタッフとして「理事」を新設。
④ 管理職の名称は「理事」「統括」「リーダー」の3つとする。

部制からグループ制に

● トップマネージメントを強化
財政状況が厳しい中で、「自己決定・自己責任」の地方自治を実現するため、トップが的確な政策選択ができるよう企画調整部門の強化を図る。

組織改革で何を指すのか

● 住民主体のサービスの向上を目指した組織づくり
↓ 分かりやすい行政組織
住民にとって分かりやすい業務内容や役割分担

● 迅速に対応できるスピード感のある組織
↓ 組織のフラット化
より迅速な事務処理と意思決定が可能

● 新しい課題やニーズに柔軟に対応できる組織
↓ グループ・チーム制の導入
人事配置の弾力化と機動的な組織運営

● 政策を基本に目標を明確化し、政策選択の強化
↓ 理事制の導入
全庁的な立場で政策形成や重要課題に対応

● 職員全体の意識の高揚による総戦力の組織
↓ 組織機構の改革
職員一人ひとりが業務の実質的責任者として自覚

● 民間活用の促進を図れる組織
↓ 協働のまちづくり
住民（民間）の参画と役割分担によるまちづくり